

市 民 税
県 民 税
森林環境税

特 別 徴 収 に 関 す る 綴

ページ

- 1 特別徴収の事務取扱いについて
- 4 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書
- 5 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
- 6 給与支払報告書
特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書について
- 7～10 給与支払報告書
特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書
- 11～12 普通徴収から特別徴収への切替え依頼書
- 13～14 退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書
- 15 指定通知書

— 特別徴収事務についての問合せ先 —

愛知県

長久手市役所税務課

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1

T E L (0561) 63-1111(代)

(0561) 56-0608 (直通)

F A X (0561) 63-2100

特別徴収の事務取扱いについて

特別徴収義務者各位のご協力とご尽力によりまして、市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務は、逐年この制度の運営に大きな成果を取っておりますことを深く感謝いたしております。

さて、特別徴収をお願いすることになりましたので、この取扱いにつきましては下記事項にご留意のうえ、今後とも一層のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

納税者の便宜をはかるため、地方税法ならびに市税条例の規定によって、納税者が納めなければならない特別徴収税額を $\frac{1}{12}$ に分けて、（6月から翌年5月まで）毎月事業所等から給料が支払われるときに差引いて、その月分を翌月10日までに納めていただくことをいいます。ただし、均等割額に相当する金額以下の方については第1回（6月分）で全額を納付していただきます。

2 特別徴収義務者

納税義務者に対して給与の支払をする方で、地方税法ならびに市税条例の規定によって指定された方をいいます。市から「特別徴収税額の通知書」等が送達されますと、特別徴収の義務が発生し、この特別徴収義務者は、毎月定められた税額を給与から差引いて、定められた納期限（徴収した月の翌月10日）までに納入しなければなりません。

3 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書等を受領されましたら

関係書類一式を受取られましたら各内容を確認してください。特別徴収税額の通知書等に記載された指定番号は貴事業所を示すものです。今後市に提出される書類には、必要箇所の記入とともに必ずこの番号を記入してください。

「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」（同封の書面又は電子通知）は、各納税者へ必ず交付してください。退職その他の事由により交付不能の方があられる場合は、異動届出書をつけてお返しください。

4 月割額の徴収および納入期限

特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知書に記載してあります月割額を、6月から翌年5月まで給与の支払をする際、毎月その月分を徴収して、その徴収した月の翌月10日（土曜日・日曜日・国民の祝日・その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日）までに納入してください。

5 納入の方法ならびに払込金融機関

別冊の特別徴収関係書類綴の「納入済通知書」「納入書」および「領収証書」の納入金額(1)の欄に記載されている税額を確認し、変更がない場合は表紙の裏面に記載してあります取扱金融機関に納入してください。納入金額(1)の欄の税額に変更がある場合は、納入金額(1)の欄の税額を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい税額を記入して納入してください。その際¥記号は記入しないでください。

6 納税義務者が異動した場合

納税義務者が年の中途において、退職・休職・転勤・その他の事由によって給与の支払を受けなくなった時は、その事由の発生した都度、「給与支払報告書特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に記入してすみやかにご提出ください。また、転勤の場合も、前記異動届出書に必要事項記入のうえ提出してください。

なお、納税者が本年の途中で住所を他の市町村へ変更されても、当該年度分の市民税・県民税は引続き徴収して、本市へ納入していただかなければなりません。

7 退職所得の分離課税について

退職手当等に対する個人の住民税の課税方法は、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる月に特別徴収されることとなりますが、徴収された税額の納付の方法は、市民税・県民税の納入書の納入金額の「退職所得分」欄と裏面の「納入申告書」に該当事項記入のうえ、月割額と合せて、徴収された翌月10日までに納入してください。また、この綴にとじ込んであります「退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書」を提出していただきますようお願いします。

8 納税者が退職等をした場合の特別徴収の一括の取扱いについて

- (1) 6月1日から12月31日までの間に退職された場合、その退職者本人から特別徴収税額の残税額を一括徴収したい旨の申し出があれば、これを一括徴収し、翌月の10日までに納入していただきます。
- (2) 翌年1月1日から4月30日までの間の退職者等については、退職者本人から申し出がなくても、残税額を一括徴収し、翌月10日までに納入していただきます。

9 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額を変更する必要がある時は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、納税義務者用は納税者に交付してください。

特別徴収義務者が徴収すべき月割額は、変更通知書に記載された月割額（変更による新しい税額）によって徴収し、これを納入していただきます。

10 月割額を滞納された場合

納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%（ただし、当該期間の属する年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））、それ以降の期間については、年14.6%（ただし、当分の間、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額を徴収します。

また、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、財産差押処分を受けることがあります。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

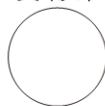
※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書				※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
年 月 日 愛知県 長久手市長殿	給 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	個人番号・法人番号						
		所 在 地	郵便番号 —	特別徴収義務者 指 定 番 号				
		名 称			連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
		代表者の 職 氏 名				氏名		
					電話	() — 番		

			変更年月日	年 月 日		
事 項	変	更	前	変	更	後
フリガナ						
所 在 地 (住 所)	〒 —			〒 —		
フリガナ						
通 知 書 送 付 先	〒 —			〒 —		
フリガナ						
名 称						
電 話	() — 番			() — 番		
備 考						

- ご 注 意
- 所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。
 - この変更届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。
 - 給与所得者の退職・転勤、特別徴収義務者の解散・合併等の事由により、特別徴収義務者指定番号が変更になる場合は、給与所得者異動届出書を提出してください。

受 付 印



特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (年 月 日提出)

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

愛知県 長久手市長殿	①申請者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地		②個人番号 法人番号	
		氏名又は法人 の名称及び代 表者の氏名		電 話 番 号	() —
				担 当 者 氏 名	
				③特別徴収義 務者指定番号	
④ 地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について 承認・取消 を申請します。					

承認を申請する場合

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額にかかる納入税額				
⑤ 申請の日前6か月間の給与の支払人員(当該事業所の総人員) ※カッコ内は臨時雇用者の人員を記入してください。	年 月	人 (人)	年 月	人 (人)	
	年 月	人 (人)	年 月	人 (人)	
	年 月	人 (人)	年 月	人 (人)	
⑥ (1)現に市税の滞納があり、また最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (2)申請日前1箇年以内に納期の特例についてその申請を取り消されたことがある場合には、その年月日					

取消を申請する場合

特例の適用が完了するまでの税額	年 月までの市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額にかかる納入税額				
納期の特例を取り消す理由	1 納期の特例の必要がなくなったため 2 従業員が10名以上になったため 3 その他 【 】				

※処理欄	処 理 区 分	承 認 却 下	却下の理由	備考
------	------------	------------	-------	----

申請についての注意事項

1 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に申請し、この承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与および退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、次に掲げる期限までに納入することになります。

特別徴収の期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に届けなければなりません。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

◎注意 滞納や著しい遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

2 申請書の書き方

- (1) ①欄には、申請者が個人である場合にはその住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者名をそれぞれ記入してください。
- (2) ②欄には、特別徴収義務者が法人の場合は法人番号を、個人事業主の場合は、個人番号を記入してください。
- (3) ③欄には、本市より指定されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。
- (4) ④欄には、納期の特例の承認を申請する際には、「承認」に○を付け、「承認を申請する場合」以降の枠内を記入してください。取消を申請する際には、「取消」に○を付け、「取消を申請する場合」以降の枠内を記入してください。
- (5) ⑤欄には、申請の前6か月間の各月末の当該事業所の総人員を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、カッコ内に臨時雇用者の人員を記入してください。
- (6) ⑥欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- (7) ※印のついた枠内には記入しないでください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

異動（退職・休職・転勤など）があった場合は翌月10日までに
次頁の届出書を一部かならずお送りください。

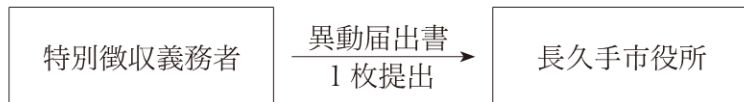
なお、1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、
一括徴収することが義務づけられていますので、かならず一括徴収してくださる
ようお願いいたします。

（異動図解）

1 転勤の場合（転勤先で引続き特別徴収を希望する場合）



2 退職、死亡、長期欠勤の場合（特別徴収の継続を希望しない場合）



◇異動届出書の書き方

○事業所の所在地を記入してください。

○特別徴収義務者が法人である場合には名称を個人である場合には、氏名を記入してください。

給与支払報告書
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに一部提出してください。

年 月 日 愛知県 長久手市長殿	給与支払者 (特別徴収義務者) 所在地 名 称	1. 現年度 個人番号 法人番号	2. 新年度	3. 両年度	特別徴収義務者指定番号	宛 名 番 号	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 氏名 電話 () -	給与所得者 フリガナ 氏 名 (旧姓) (生年月日 年 月 日) 旧 住 所 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。) 現 住 所 (給与の支払を受けなくなった後の住所…必ずご記入願います。) 本 籍 地 (現住所不明の場合は、本籍地、又は連絡先) 連 絡 先	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 月分から 月分まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異 動 年 月 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死 6. 解散・合併 7. 住所誤報 8. 特徴不能 9. その他	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 (新事業所にて徴収) 2. 一括徴収 (現事業所にて徴収) 3. 普通徴収 (異動者が納付)	一括徴収税額 納 入 月 月分 で納入します	退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円
------------------------	----------------------------------	------------------------	--------	--------	-------------	---------	--------------------	---------------------	--	--------------------------	----------------------------	---------------------------	--------------	---	---	---------------------------------	-----------------------------------

－ご注意－

1. 転勤、再就職等により移動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。
新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、1月1日現在の住所等（課税地）の市区町村長に送付してください。
2. ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。

○特別徴収義務者が法人の場合は法人番号、個人事業主の場合は、個人番号を記入してください。

○特別徴収税額通知書に記載のある番号を記入してください。

○1月1日から異動のあった時までに支払われた給与支払額と社会保険料額を記入してください。

(例) 10月まで特別徴収し、11月から5月までを10月分とともに一括して納める場合は「10月分」(11月10日納期限分)

○給与の支払を受けなくなった後、月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由 1. 異動があったため (年12月31日までで、申出が 月 日申出) 2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	異動者印	給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額 支払予定日ごと の徴収予定額 (合計 (上記(ウ)と同額)) 円	※市区町村記入欄	年度	月分以降の月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検
一括徴収できない理由 (○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当がないためまたは未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()			円		年度	月分以降の月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検

転勤等による特別徴収届出書

月割額 _____円を _____月分から徴収し 納入する。	給与支払者 (特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 名 称 代表者の職 氏 名	個人番号 法人番号 特別徴収義務者 指 定 番 号 受給者番号 連絡者の係 係 及び氏名並びにその 電話番号	特別徴収納入書	要・不要
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の所在地及び名称	氏名 電話 () -		

1月1日から4月30日までの間で退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

○特別徴収を継続する新事業所に、すでに特別徴収の指定番号があれば記入してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに一部提出してください。

年 月 日 愛知県 長久手市長殿		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地						1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
			名 称						個人番号 法人番号							
									特別徴収義務者指定番号							
									宛 名 番 号							
						異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	一括徴収税額 納 入 月	退職時までの 給与支払額	連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号		係			
											氏名					
											電話		() —			
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	一括徴収税額 納 入 月	退職時までの 給与支払額					
フリガナ				円	月分から 月分まで 円	円						1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 解散・合併 7. 住所誤報 8. 特徴不能 9. その他	1. 特別徴収継続 (新事業所に徴収) 2. 一括徴収 (現事業所に徴収) 3. 普通徴収 (異動者が納付)	→ ____ 月分 で納入します	円	控除社会 保険料額 円
氏 名	(旧姓) (生年月日 年 月 日)															
旧 住 所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)															
現 住 所	(給与の支払を受けなくなった後の住所…必ずご記入願います。)															
本 籍 地 連 絡 先	(現住所不明の場合は、本籍地、又は連絡先)						年 月 日									

◎給与の支払を受けなくなった後、月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給与または退職 手当等 の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額		※市 区 町 村 記 入 欄	年度	月分以降の 月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検					
1. 異動が 年12月31日までで、申出が あったため (月 日申出)			支払予定日ごと の 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)							年度	月分以降の 月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収 の継続の希望がないため			円	円											
一 括 徴 収 で き な い 理 由			円	円											
(○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない ためまたは未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()	円	円													

転勤等による特別徴収届出書

月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒 _____	個 人 番 号 法 人 番 号		
		フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称		受 給 者 番 号		
		代表者の 職 氏 名		連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号	係	
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称		氏名		
				電話	() —	
1月1日から4月30日までの間で退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。				特別徴収納入書	要・不要	

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに一部提出してください。

年 月 日 愛知県 長久手市長殿		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地						1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
			名 称						個人番号 法人番号					
									特別徴収義務者指定番号					
									宛 名 番 号					
						異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	一括徴収税額 納 入 月	退職時までの 給与支払額	連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号		係 氏名	
											電話 () —			
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	一括徴収税額 納 入 月	退職時までの 給与支払額			
フリガナ	(旧姓) (生年月日 年 月 日)			円		円								
氏 名	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)													
旧 住 所														
現 住 所	(給与の支払を受けなくなった後の住所…必ずご記入願います。)													
本 籍 地 連 絡 先	(現住所不明の場合は、本籍地、又は連絡先)						年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 解散・合併 7. 住所誤報 8. 特徴不能 9. その他	1. 特別徴収継続 (新事業所にて徴収) 2. 一括徴収 (現事業所にて徴収) 3. 普通徴収 (異動者が納付)	→ ____ 月分 で納入します	控除社会 保険料額 円			

◎給与の支払を受けなくなった後、月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給与または退職 手当等 の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額		※市 区 町 村 記 入 欄	年度	月分以降の 月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検
1. 異動が あったため (年12月31日までで、申出が あったため (月 日申出) 2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収 の継続の希望がないため		支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)							
		円	円							
		円	円							
一 括 徴 収 で き な い 理 由					※市 区 町 村 記 入 欄	年度	月分以降の 月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検
(○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない ためまたは未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()										

転勤等による特別徴収届出書

月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 _____	個 人 番 号 法 人 番 号		
		フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称		受 給 者 番 号		
		代表者の 職 氏 名		連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号	係 氏名 電話 () —	
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称				
1 月 1 日から 4 月 30 日までの間で退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。					特別徴収納入書	要 ・ 不要

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに一部提出してください。

年 月 日 愛知県 長久手市長殿		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地						1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度				
			名 称						個人番号 法人番号								
									特別徴収義務者指定番号								
									宛 名 番 号								
						異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	一括徴収税額 納 入 月	退職時までの 給与支払額	連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号		係				
											氏名						
											電話		() —				
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	一括徴収税額 納 入 月	退職時までの 給与支払額	フリガナ					
氏 名		(旧姓) (生年月日 年 月 日)		円	月分から 月分まで 円	円						年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 解散・合併 7. 住所誤報 8. 特徴不能 9. その他	1. 特別徴収継続 (新事業所にて徴収) 2. 一括徴収 (現事業所にて徴収) 3. 普通徴収 (異動者が納付)	→ ____ 月分 で納入します	円	控除社会 保険料額 円
旧 住 所		(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)															
現 住 所		(給与の支払を受けなくなった後の住所…必ずご記入願います。)															
本 籍 地 連 絡 先		(現住所不明の場合は、本籍地、又は連絡先)															

◎給与の支払を受けなくなった後、月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給与または退職 手当等 の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額		※市 区 町 村 記 入 欄	年度	月分以降の 月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検					
1. 異動が 年12月31日までで、申出が あったため (月 日申出)			支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)							年度	月分以降の 月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収 の継続の希望がないため			円	円											
一 括 徴 収 で き な い 理 由			円	円											
(○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない ためまたは未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()		円													

転勤等による特別徴収届出書

月割額 _____ 円を ____ 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒 _____	個 人 番 号		
		フリガナ		法 人 番 号		
		名 称		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		代表者の 職 氏 名		受 給 者 番 号		
給与支払方法 及びその期日	払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称			連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号	係	
				氏名		
				電話	()	—

1月1日から4月30日までの間で退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収納入書

要・不要

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに一部提出してください。

年 月 日 愛知県 長久手市長殿		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地						1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
			名 称						個人番号 法人番号						
									特別徴収義務者指定番号						
									宛 名 番 号						
						異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	一括徴収税額 納 入 月	退職時までの 給与支払額	連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号		係 氏名		
											電話 () —				
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異動の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	一括徴収税額 納 入 月	退職時までの 給与支払額				
フリガナ				円	月分から 月分まで 円	円						1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 解散・合併 7. 住所誤報 8. 特徴不能 9. その他	1. 特別徴収継続 (新事業所にて徴収) 2. 一括徴収 (現事業所にて徴収) 3. 普通徴収 (異動者が納付)	→ ____ 月分 で納入します	円 控除社会 保険料額 円
氏 名	(旧姓) (生年月日 年 月 日)														
旧 住 所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)														
現 住 所	(給与の支払を受けなくなった後の住所…必ずご記入願います。)														
本 籍 地 連 絡 先	(現住所不明の場合は、本籍地、又は連絡先)														

◎給与の支払を受けなくなった後、月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給与または退職 手当等 の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額		※市 区 町 村 記 入 欄	年度	月分以降の 月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検					
1. 異動が 年12月31日までで、申出が あったため (月 日申出)			支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)							年度	月分以降の 月割額は、	1. 特徴義務者を変更 2. 普徴へ切替 () 3. 一括徴収 4. その他 ()	入力	点検
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収 の継続の希望がないため			円	円											
一 括 徴 収 で き な い 理 由			円	円											
(○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない ためまたは未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()	円	円													

転勤等による特別徴収届出書

月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒 _____	個 人 番 号 法 人 番 号		
		フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称		受 給 者 番 号		
		代表者の 職 氏 名		連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号	係 氏名 電話 () —	
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称				
1月1日から4月30日までの間で退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。					特別徴収納入書	要・不要

普通徴収から特別徴収への切替え依頼書

提出年月日 年 月 日

納税義務者 (個人)	住 所					
	氏 名		生年月日	年 月 日		
	受給者番号	※事業所での管理番号（空欄でもかまいません）		普通徴収 宛名番号		
特別徴収義務者 (事業所)	指定番号	新規・登録済（指定番号： ）		納 付 書 の 送 付		必要 ・ 不要
	所在地	〒		個 人 番 号		
	フリガナ			法 人 番 号		
	名 称			連絡先担当者	係	
	代表者の 職 氏 名				氏名	
				電話	— —	
				FAX	— —	
特別徴収の 開 始 月 等	_____年度の普通徴収の第_____期以降を、 _____年_____月分から特別徴収開始（特別徴収の納入期限は翌月10日） ※普通徴収の納入期限を過ぎた期別分は、特別徴収に切り替えてできないため、普通徴収で納付してください ※この切替え依頼書は、特別徴収開始月の前月10日までにご提出ください			異動年月日	年 月 日	
事業所所在地とは 異なる送付先を 希望する場合	送付先所在地： 送 付 先 名 称： 送 付 先 電 話：					

市役所処理欄 (記入しないで下さい)	月 日 入力	月次発送予定日	月 日	月割額連絡	月 日・不要
	給普・給特	口座登録	有・無	普徴担当者連絡	月 日・不要

普通徴収から特別徴収への切替え依頼書

提出年月日 年 月 日

納税義務者 (個人)	住 所					
	氏 名		生年月日	年 月 日		
	受給者番号	※事業所での管理番号（空欄でもかまいません）		普通徴収 宛名番号		
特別徴収義務者 (事業所)	指定番号	新規・登録済（指定番号： ）		納 付 書 の 送 付	必要 ・ 不要	
	所在地	〒		個 人 番 号 法 人 番 号		
	フリガナ			連絡先担当者	係	
	名 称				氏名	
	代表者の 職 氏 名				電話	— —
				FAX	— —	
特別徴収の 開 始 月 等	_____年度の普通徴収の第_____期以降を、 _____年_____月分から特別徴収開始（特別徴収の納入期限は翌月10日） ※普通徴収の納入期限を過ぎた期別分は、特別徴収に切り替えできないため、普通徴収で納付してください ※この切替え依頼書は、特別徴収開始月の前月10日までにご提出ください			異動年月日	年 月 日	
事業所所在地とは 異なる送付先を 希望する場合	送付先所在地： 送 付 先 名 称： 送 付 先 電 話：					

市役所処理欄 (記入しないで下さい)	月 日 入力	月次発送予定日	月 日	月割額連絡	月 日・不要
	給普・給特	口座登録	有・無	普徴担当者連絡	月 日・不要

退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書

(特別徴収義務者) 住 所 (所在地)			納 入 年 月 日		年 月 日													
			応答者の 氏名及び 電話番号		電話 () 内線 番		個人番号・法人番号											
氏 名 (名 称)							指 定 番 号											
退職した年の1月1日現在の住所 (退職後の住所)			氏 名 (生 年 月 日)		退職手当等の 支 払 金 額		勤続年数		所 得 割 額		退職所得申 告書提出の 有無に○印		支 払 日					
			(年 月 日生)		円		年		円		円		有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
			(年 月 日生)										有・無					
年 月 分			人員計		人		退職手当等 の支払金額		円		市民税の 所得割額計		円		県民税の 所得割額計		円	
摘要																		

退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書

(特別徴収義務者) 住 所 (所在地)			納 入 年 月 日		年 月 日													
			応答者の 氏名及び 電話番号		電話 () 内 線 番		個人番号・法人番号											
氏 名 (名 称)					指 定 番 号													
退職した年の1月1日現在の住所 (退職後の住所)			氏 名 (生 年 月 日)		退職手当等の 支 払 金 額		勤続年数		所 得 割 額		退職所得申 告書提出の 有無に○印		支 払 日					
			(年 月 日 生)		円		年		円		円		有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
			(年 月 日 生)										有・無					
年 月 分			人員計		人		退職手当等 の支払金額		円		市民税の 所得割額計		円		県民税の 所得割額計		円	
摘 要																		

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者へ（お願い）

○ 特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければならないため、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ 前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますから、改めて提出する必要はありません。

○ 4 県（愛知・岐阜・三重・静岡）内のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、提出する必要がありません。

指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第 3 2 1 条の 5 第 4 項の規定に基づいて当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたから通知します。

1 許可又は承認番号	貯業 1 第1539番
2 口座番号	00860-5-960122
3 加入者氏名	長久手市会計管理者
4 取りまとめ店	〒469-8794 （株）ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター

年 月 日

ゆうちょ銀行各店長（郵便局長） 殿

愛知県長久手市長

佐 藤 有 美

